

タイムズビジネスサービス規約		2025年12月1日改訂	
新旧対照表（変更箇所のみ）		赤字：変更箇所	
条文番号	タイトル	新	旧
(新設) 1条1項	タイムズの法人会員	タイムズビジネスサービス会員（以下「会員」といいます）とは、タイムズ24株式会社（以下「当社」といいます）が運営する次項に定めるタイムズビジネスサービス（以下「本サービス」といいます）につき、タイムズビジネスサービス規約（以下「本規約」といいます）を承諾のうえ、本規約に基づいて利用申込手続きをした法人又はそれに準ずる団体（以下総称して「法人」といいます）のうち、当社が入会を承認した法人をいいます。	タイムズ24株式会社（以下「当社」といいます）が運営するタイムズビジネスサービス（以下「本サービス」といいます）に、本規約を承認のうえ入会申込みをした法人又はそれに準ずる団体（以下総称して「法人」といいます）のうち、当社が入会を承認した法人をタイムズビジネスサービス会員（以下「会員」といいます）といたします。
(新設) 1条2項	タイムズの法人会員	(新設) 本サービスとは、会員が利用者（3条1項に定義）番号等（以下「カード情報」といいます）を利用することで、第4条所定の各種サービスの利用、当該利用情報の閲覧の他、各種サービスの決済ができるサービスをいいます。	
2条1項1号	会員登録	(1) 利用申込手続き 本サービスの利用を希望する会員は、当社所定の方法により申込手続きを行うものとし ます。なお、本サービス利用申込希望者は、利用申込時に連絡先担当者を指定するもの とします。	(1) 利用申込手続き 本サービスの利用を希望する会員は、当社所定の方法により申込手続きを行うものとし ます。なお、本サービス利用申込希望者は、利用申込時に担当者（以下「連絡先担当者」と いいます）を指定するものとします。
2条2項4号	会員登録	(4) 第4条所定の各種サービスを提供することについて、各種サービスの運営会社であ る当社又は当社の提携会社（以下、各種サービスの運営会社である当社の提携会社を単に 「当社の提携会社」といいます）が適切ではないと判断した場合	(4) 第4条所定の各種サービスを提供することについて、各サービスの運営会社である 当社又は当社の提携会社（以下、各サービスの運営会社である当社の提携会社を単に「当 社の提携会社」といいます）が適切ではないと判断した場合
2条4項	会員登録	削除	会員は、次条に規定するタイムズビジネスカード（以下「カード」といいます）の発行に 先立ち、アプリケーション又はブラウザ（以下「アプリ等」といいます）を用いて、本 サービスの一部の機能を利用することができます。
2条5項	会員登録	削除	前項のアプリ等の利用は、会員に所属する役員及び従業員のうち、連絡先担当者がアプリ 等の利用を認めた者であり、かつ、当社所定の手続を行った者とし当社は、アプリ等を利用 するために必要なID及びパスワードを付与します。
3条	タイムズビジネスカード情報の取扱い	第3条（タイムズビジネスカード情報の取扱い）	第3条（タイムズビジネスカードの貸与と取扱い）
3条1項	タイムズビジネスカード情報の取扱い	当社は、会員に対し、会員に所属する役員及び従業員のうち、連絡先担当者が認めた者 （以下「利用者」といいます）へカード情報を発行します。なお、会員が本サービスの利 用申込時に物理的なカードの発行を希望し、当社が承認した場合、当社は、カード情報が 印字及び記録されたカードを発行し、会員に貸与します。その場合の当該カードの所有権 は当社に帰属するものとします。	当社は、会員番号等（以下「カード情報」といいます）が印字及び記録されたカードを発 行し、会員に貸与します。なお、カードの所有権は当社に帰属するものとします。
3条2項	タイムズビジネスカード情報の取扱い	会員は、利用者に限って、カード情報を利用させることができます。なお、会員は、利用 者に対して本規約の内容を周知し、その承諾を得るものとします。	会員は、会員に所属する役員及び従業員のうち、連絡先担当者が認めた者（以下「利用 者」といいます）に限って、カードを貸与して使用させることができます。なお、利用者 への貸与にあたり、会員は、利用者に対して本規約の内容を周知し、その承諾を得るもの とします。
3条3項	タイムズビジネスカード情報の取扱い	会員は、自らの責任において利用者をしてカード情報を法人としての事業に関連する用途 でのみ利用させるものとします。また、会員及び利用者は、善良なる管理者の注意をもっ てカード情報を利用し、管理するものとし、第三者にカード情報を預託又は物理的なカー ドの貸与・譲渡・質入・寄託せず、また、理由の如何を問わず、カード情報を第三者に使用 させ又は使用のためにカードの占有を移転させないものとします。	会員は、自らの責任において利用者をしてカードを法人としての事業に関連する用途での み利用させるものとします。また、会員及び利用者は、善良なる管理者の注意をもって カードを使用し、管理するものとし、第三者にカードを貸与・譲渡・質入・寄託又はカー ド情報を預託せず、また、理由の如何を問わず、カード及びカード情報を第三者に使用さ せ又は使用のために占有を移転させないものとします。
3条4項	タイムズビジネスカード情報の取扱い	各種サービス（次条第1項に定義）の利用に際して、カード情報が利用された場合、当社は、 当該カード情報により特定される会員が当該各種サービスを利用したものとみなしま す。	各種サービス（次条第1項に定義）の利用に際して、カードが提示された場合、当社は、当 該カードに係るカード情報により特定される会員が当該各種サービスを利用したものとみ なします。
3条6項	タイムズビジネスカード情報の取扱い	会員は、第3条1項に定めるカード情報の発行にあたって、当社所定の発行手数料を当社 に支払うものとします。また、物理的なカードの発行を希望する場合はカード発行手数料 も支払うものとします。	会員は、カードの発行にあたり、当社所定のカード発行手数料を当社に支払うものとしま す。

4条1項	各種サービスの利用	カード又はアプリ等を用いたカード情報の利用により提供を受けられる対象となるサービス（以下「各種サービス」といいます）の範囲は当社が別途定めるものとし、会員は、第2条第1項に基づく本サービスの会員登録申込時に、当該範囲の中から自らが利用を希望するサービスを選択するものとします。	カード又はアプリ等の提示により提供を受けられる対象となるサービス（以下「各種サービス」といいます）の範囲は当社が別途定めるものとし会員は、第2条第1項に基づく本サービスの会員登録申込時に、当該範囲の中から自らが利用を希望するサービスを選択するものとします。
4条2項	各種サービスの利用	会員又は利用者が各種サービスを利用する際は、各種サービスを提供する当社又は当社の提携会社と会員との間で、各種サービスの利用等に関する規約等（以下「各種サービス利用規約等」といいます）に基づく契約が成立するものとします。会員及び利用者は、当該規約に従うものとし、従わない場合、各種サービスの利用ができない場合があることを予め承諾するものとします。	会員又は利用者は、各種サービスの利用等に関する規約等（以下「各種サービス利用規約等」といいます）がある場合には、それに従うものとし、当該規約に従わない場合、カード又はアプリ等及び各種サービスの利用ができない場合があることを予め承諾するものとします。
4条3項	各種サービスの利用	会員又は利用者は、当社又は各種サービスを提供する当社の提携会社が必要と認めた場合には、各種サービスの内容の全部又は一部を変更又は停止することを予め承諾します。	会員又は利用者は、当社又は各種サービスを提供する当社の提携会社（以下「当社の提携会社」といいます）が必要と認めた場合には、当社又は当該提携会社が各種サービスの内容の全部又は一部を変更又は停止することを予め承諾します。
4条4項	各種サービスの利用	会員又は利用者は、第11条に定める退会をした場合、又は第12条に定める会員資格の取消をされた場合、本サービスを利用する権利を喪失するものとします。この場合、会員は会員資格の取消前又は退会前にカード情報の利用を通じて予約した各種サービス又は取得した各種サービスに関連する特典についても利用する権利を喪失するものとします。	会員又は利用者は、第11条に定める退会をした場合、又は第12条に定める会員資格の取消をされた場合、カード又はアプリ等を利用する権利を喪失するものとします。この場合、会員は会員資格の取消前又は退会前にカードの利用を通じて取得したカード又は各種サービスに関連する特典についても利用する権利を喪失するものとします。
4条6項	各種サービスの利用	会員は、当社又は当社の提携会社が利用者から取得した個人情報および各種サービスの利用情報について当社より提供を受ける場合、会員の責任において予め利用者の承諾を得るものとし、利用者は当該第三者提供について同意したうえで各種サービスの利用を行うものとします。	会員は、当社又は当社の提携会社が利用者から取得した個人情報および各種サービスの利用情報について当社より提供を受ける場合、会員の責任において予め利用者の承諾を得るものとします。
4条9項	各種サービスの利用	削除	会員は、利用明細情報を以下の目的以外で第三者へ開示してはならないものとします。ただし、以下の目的以外に開示することについて、あらかじめ書面による当社の承諾を得た場合は、この限りではありません。 (1) 事故発生時の示談交渉および状況確認のため (2) 公的機関からの利用状況開示請求その他法令等に基づく利用状況開示請求に対応するため
4条9項	各種サービスの利用	旧規約9項削除に伴い繰り上げ 当社は、会員に提供する利用明細情報の完全性、正確性、特定の目的への適合性及び有用性等を保証するものではありません。	当社は、会員に提供する利用明細情報の完全性、正確性、特定の目的への適合性及び有用性等を保証するものではありません。
4条10項	各種サービスの利用	旧規約11項繰り上げに伴い繰り上げ 会員は、利用明細情報が、当社が想定した許容量を超えた場合は、利用者明細情報の閲覧およびダウンロードができない場合があること、利用明細情報の保存期間は、当社の定めによることを承諾するものとします。	会員は、利用明細情報が、当社が想定した許容量を超えた場合は、利用者明細情報の閲覧およびダウンロードができない場合があること、利用明細情報の保存期間は、当社の定めによることを承諾するものとします。
(旧規約6条と入替) 5条	各種サービスの決済および利用代金債務	第5条（各種サービスの決済および利用代金債務）	第6条（サービス利用代金債務）
5条1項	各種サービスの決済および利用代金債務	会員は、会員に対して発行されたカード情報を利用することで、次条に定める利用上限枠の範囲内で、本条乃至第10条に基づき各種サービスの決済ができるものとします。	会員は、会員に対して貸与されたすべてのカード（以下「全カード」といいます）を使用した各種サービスの利用に基づく債務及び本規約に基づく一切の債務について支払いの責を負うものとします。
(新設) 5条2項	各種サービスの決済および利用代金債務	会員は、会員に対して発行されたカード情報を利用した各種サービスの利用に基づく債務及び本規約に基づく一切の債務について支払いの責を負うものとします。	
(旧規約5条と入替) 6条	利用上限	第6条（利用上限）	第5条（カード利用枠）
6条1項	利用上限	会員の各種サービスの利用代金（以下「サービス利用代金」といいます）の未決済残高の上限金額（以下「利用上限額」といいます）は、当社又は当社の提携会社が所定の方法に基づき個別に定め、会員に通知することができるものとします。	会員の各種サービスの利用代金（以下「サービス利用代金」といいます）の未決済残高の上限金額（以下「カード利用枠」といいます）は、当社又は当社の提携会社が所定の方法に基づき個別に定め、会員に通知することができるものとします。

6条2項	利用上限	利用上限額は、サービス利用代金等当社及び当社の提携会社に対する債務の履行状況、カード情報の利用状況及び信用状況に応じて審査のうえ当社又は当社の提携会社が必要と認めた場合には、これを増減額できるものとします。	カード利用枠は、サービス利用代金等当社及び当社の提携会社に対する債務の履行状況、カードの利用状況及び信用状況に応じて審査のうえ当社又は当社の提携会社が必要と認めた場合には、これを増減額できるものとします。
7条1項	代金決済	会員がカード情報の利用により発生したサービス利用代金及びそれに関する一切の債務は、原則として会員の預金口座からの口座振替の方法により支払うものとします。但し、当社が適当又は必要と認めた会員は、当社指定の預金口座へ振込む方法による他、当社が承認したクレジットカードにより支払う等、当社が別途定めた方法により支払うものとします。	会員がカードを利用して発生したサービス利用代金及びそれに関する一切の債務は、原則として会員の預金口座からの口座振替の方法により支払うものとします。但し、当社が適当又は必要と認めた会員は、当社指定の預金口座へ振込む方法による他、当社が承認したクレジットカードにより支払う等、当社が別途定めた方法により支払うものとします。
10条1項	当社による収納代行	会員は、カード情報の利用による取引の結果生じた当社の提携会社の会員に対する債権について、当社と当社の提携会社との契約に従い、当社が当社の提携会社に代わって当該債権に係る収納を行うことを承諾し、直接当社の提携会社に対し各種サービスに係る利用代金の支払を行わないものとします。	会員は、カード利用による取引の結果生じた当社の提携会社の会員に対する債権について、当社と当社の提携会社との契約に従い、当社が当社の提携会社に代わって当該債権に係る収納を行うことを承諾し、直接当社の提携会社に対し各種サービスに係る利用代金の支払を行わないものとします。
10条2項	当社による収納代行	カード情報の利用による取引上の紛議は各種サービスの種類に応じ会員と当該各種サービスの提供主体との間において解決するものとします。また、カード情報の利用により当社の提携会社と取引した後に提携会社との合意によってこれを取消す場合は、その代金の精算については当社所定の方法によるものとします。	カードの利用による取引上の紛議は各種サービスの種類に応じ会員と当該各種サービスの提供主体との間において解決するものとします。また、カードの利用により当社の提携会社と取引した後に提携会社との合意によってこれを取消す場合は、その代金の精算については当社所定の方法によるものとします。
10条3項	当社による収納代行	会員は、カード情報の利用に係る債権の特定と内容確認のため、各種サービスの利用状況その他の取引の明細及びそれらに関連する情報を、当社から提携会社へ開示されること、及び提携会社から当社へ開示されることを承諾するものとします。	会員は、カード利用に係る債権の特定と内容確認のため、各種サービスの利用状況その他の取引の明細及びそれらに関連する情報を、当社から提携会社へ開示されること、及び提携会社から当社へ開示されることを承諾するものとします。
11条1項	退会	会員が退会する場合は、所定の届出用紙により当社に届け出るものとし、当社が当該届け出を受理した時点で退会となります。以後、本サービスの一切が利用できなくなります。なお、当社が必要と認めた場合には、サービス利用代金等の債務の全額を直ちに支払うものとします。また、退会後においても、カード情報を利用して生じたサービス利用代金等の債務について全て支払いの責を負うものとします。	会員が退会する場合は、所定の届出用紙により当社に届け出るものとし、当社が当該届け出を受理した時点で退会となります。以後、本サービスの一切が利用できなくなります。なお、当社が必要と認めた場合には、サービス利用代金等の債務の全額を直ちに支払うものとします。また、退会後においても、カード又は会員番号を使用して生じたサービス利用代金等の債務について全て支払いの責を負うものとします。
11条2項	退会	貸与されていたカードは退会後、会員の責任において破棄することができます。ただし、当社が必要と認める場合には会員は当社から貸与を受けた全ての物理的なカード（以下「全カード」といいます）を返却するものとします。	貸与されていたカードは退会後、会員の責任において破棄することができます。ただし、当社が必要と認める場合には会員は当社に全カードを返却するものとします。
12条	カード情報利用拒絶及び一時停止、会員資格の取消等	第12条（カード情報利用拒絶及び一時停止、会員資格の取消等）	第12条（カード利用拒絶及び一時停止、会員資格の取消等）
12条1項	カード情報利用拒絶及び一時停止、会員資格の取消等	当社は、会員又は利用者が、利用上限を超えた利用をした場合もしくはしようとした場合、カード情報の利用状況が不審な場合、又は延滞が発生するなど、カード情報の利用状況、サービス利用代金の支払状況等によって、カード情報の利用をお断りすることがあります。	当社は、会員又は利用者が、カード利用枠を超えた利用をした場合もしくはしようとした場合、カードの利用状況が不審な場合、又は延滞が発生するなど、カードの利用状況、サービス利用代金の支払状況等によって、全カード又は一部のカードの利用をお断りすることがあります。
12条2項	カード情報利用拒絶及び一時停止、会員資格の取消等	当社は、カード情報の第三者による不正使用の可能性がある当社が判断した場合、会員への事前通知なしに、カード情報の利用承認を保留し又はカード情報の利用をお断りすることがあります。	当社は、カード及びカード情報の第三者による不正使用の可能性がある当社が判断した場合、会員への事前通知なしに、カードの利用承認を保留し又はカードの利用をお断りすることがあります。
12条3項	カード情報利用拒絶及び一時停止、会員資格の取消等	会員又は利用者が本規約に違反した場合、または違反するおそれがある場合、その他不審な場合は、当社は、自ら又は当社の提携会社等を通じて、カード情報の利用を一時停止し、貸与された全カードを回収することができるものとします。	会員又は利用者が本規約に違反した場合、違反するおそれがある場合、その他不審な場合は、当社は、自ら又は当社の提携会社等を通じて、全カード又は一部のカードの利用を一時停止し、カードを回収することができるものとします。
12条4項	カード情報利用拒絶及び一時停止、会員資格の取消等	会員又は利用者が次の各号のいずれかに該当した場合、その他当社において会員として不適格と認めた場合は、当社は通知、催告なしに会員資格を取り消すことができるものとします。会員資格を取消された場合、会員は当社及び当社提携会社に対する会員資格に基づく権利を喪失し、カード情報が利用できなくなるものとします。	会員又は利用者が次の各号のいずれかに該当した場合、その他当社において会員として不適格と認めた場合は、当社は通知、催告なしに会員資格を取り消すことができるものとします。会員資格を取消された場合、会員は当社及び当社提携会社に対する会員資格に基づく権利を喪失し、カードが利用できなくなるものとします。
12条4項7号	カード情報利用拒絶及び一時停止、会員資格の取消等	カード情報の利用状況が適当でないと当社が判断した場合	カードの利用状況が適当でないと当社が判断した場合
12条4項12号	カード情報利用拒絶及び一時停止、会員資格の取消等	当社から発行された他のカード情報又は貸与された他のカードを所持している場合において、当該他のカード情報又はカードにつき、前各号に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じた場合	当社から貸与された他のカードを所持している場合において、当該他のカードにつき、前各号に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じた場合

12条4項14号 (旧規約14号を繰り下げ)	カード情報利用拒絶及び一時停止、会員資格の取消等	会員が当社に届け出た住所に対する当社からの送付書類の到着が確認できない場合	その他、事由の如何を問わず当社が必要であると判断したとき
12条4項15号	カード情報利用拒絶及び一時停止、会員資格の取消等	その他、事由の如何を問わず当社が必要であると判断したとき	
12条5項	カード情報利用拒絶及び一時停止、会員資格の取消等	会員は、前項により、会員資格を取り消された場合、直ちに貸与された全カードを当社に返却するものとします。	会員は、前項により、会員資格を取り消された場合、直ちに全カードを当社に返還するものとします。
12条6項	カード情報利用拒絶及び一時停止、会員資格の取消等	当社は、第4項に基づき会員資格を取り消した場合、当社の提携会社にカード情報の無効を通知又は登録できるものとします。会員又は利用者は、この結果、当社の提携会社が各種サービスの利用資格を停止することがあることについて異議を述べることができません。また、会員又は利用者は、当社の提携会社を通じてカードの返却を求められた場合、直ちに当該カードを返却するものとします。会員は、本項の義務が履行できない場合にはその旨を直ちに当社へ通知するものとします。	当社は、第4項に基づき会員資格を取り消した場合、当社の提携会社にカードの無効を通知又は登録できるものとします。会員又は利用者は、この結果、当社の提携会社が各種サービスの利用資格を停止することがあることについて異議を述べることができません。また、会員又は利用者は、当社の提携会社を通じてカードの返還を求められた場合、直ちに当該カードを返還するものとします。会員は、本項の義務が履行できない場合にはその旨を直ちに当社へ通知するものとします。
12条7項	カード情報利用拒絶及び一時停止、会員資格の取消等	会員は、会員の会員資格の取消後においても、カード情報を利用し又は利用されたときは、当該使用によって生じたサービス利用代金等について、全て支払いの責を負うものとします。	会員は、会員の会員資格の取消後においても、カード又は会員番号を利用し又は利用されたときは、当該使用によって生じたサービス利用代金等について、全て支払いの責を負うものとします。
15条	カード情報及びカードの紛失・盗難・偽造及びID等の管理	第15条（カード情報及びカードの紛失・盗難・偽造及びID等の管理）	第15条（カードの紛失・盗難・偽造及びID等の管理）
15条1項	カード情報及びカードの紛失・盗難・偽造及びID等の管理	カード情報は、連絡先担当者が責任をもってその管理を行うものとし、カード情報の譲渡、名義変更、売買、貸与等の行為を行ってはなりません。	カードは、連絡先担当者が責任をもってその管理を行うものとし、カードの譲渡、名義変更、売買、貸与等の行為を行ってはなりません。
15条4項	カード情報及びカードの紛失・盗難・偽造及びID等の管理	偽造されたカード及びカード情報（以下「偽造カード等」といいます）の使用に係るサービス利用代金については、会員は支払いの責を負わないものとします。この場合、会員又は利用者は、被害状況等の調査に協力するものとします。	偽造カードの使用に係るサービス利用代金については、会員は支払いの責を負わないものとします。この場合、会員又は利用者は、被害状況等の調査に協力するものとします。
15条5項	カード情報及びカードの紛失・盗難・偽造及びID等の管理	前項の定めにかかわらず、偽造カード等の作出又は使用について会員又は利用者に故意又は過失があるときは、その偽造カード等の利用代金については会員が支払いの責を負うものとします。	前項の定めにかかわらず、偽造カードの作出又は使用について会員又は利用者に故意又は過失があるときは、その偽造カードの利用代金については会員が支払いの責を負うものとします。
15条6項	カード情報及びカードの紛失・盗難・偽造及びID等の管理	当社は、カード又はカード情報が第三者によって拾得される等、当社が認識した事由に起因して不正使用の可能性があるとして判断した場合、当社の判断で当該カード又はカード情報を無効登録できるものとし、会員及び利用者はこれをあらかじめ承諾するものとします。	当社は、カードが第三者によって拾得される等、当社が認識した事由に起因して不正使用の可能性があるとして判断した場合、当社の判断でカードを無効登録できるものとし、会員及び利用者はこれをあらかじめ承諾するものとします。
16条1項	カード・ID等の再発行	会員はカードを紛失もしくは盗難等された場合に、当社所定の届けを提出し、当社が適当と認めた場合は、当社はカードを再発行するものとします。この場合会員は、当社所定の再発行手数料を当社に支払うものとします。	会員がカードを紛失・盗難等した場合に、当社所定の届けを提出し、当社が適当と認めた場合は、当社はカードを再発行するものとします。この場合、会員は、当社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。
17条4項	届出事項の変更等	会員は、カード情報及びカード発行後も第1項の届出事項に基づき当社に届け出た事項についての確認を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。	会員は、カード発行後も第1項の届出事項に基づき当社に届け出た事項についての確認を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。
18条4項1号	会員情報の取扱い	月別利用実績、当月利用金額、当月利用可能残高、請求方法、サービス利用代金の支払い方法、支払い状況、保証金に関する情報等	（タイムズパーキングの利用に関する情報） 利用駐車場、利用時間、駐車場利用料金等 （予約制駐車場「B」の利用に関する情報） 利用駐車場、利用時間(予約、予約取消、実利用、延長、無断延長等)、駐車場利用料金等 （タイムズカーの利用に関する情報） 料金プラン、クラス、ステーション（出発、帰着）、車種、利用時間（予約、予約取消、実利用、延長、無断延長等）、利用料金、利用距離、ペナルティ料金、加減速度、最高速度、その他カーシェアリング車両車載機器記録情報等 （タイムズカーレンタルの利用に関する情報） 利用に関する情報（車種、日時、店舗、走行距離、料金、特典、キャンペーン、補償コース、オプション、事故負担金等）、予約に関する情報（方法、日時、変更、取消等）、レンタカー車両に搭載しているGPS、ドライブレコーダー、車載器記録情報等
タイムズモビリティ収納代行特約[追加規約] 2条1項	利用代金の支払方法	TM經由会員がカード情報を利用して各種サービスに係る契約を締結した場合の決済方法については、基本規約10条の定めにかかわらず、次項から第4項に定めるところによるものとします。	TM經由会員がカードを利用して各種サービスに係る契約を締結した場合の決済方法については、基本規約10条の定めにかかわらず、次項から第4項に定めるところによるものとします。

タイムズモビリティ収納代行特約[追加規約] 2条2項	利用代金の支払方法	TM經由会員は、カード 情報 利用による取引の結果生じた当社のTM經由会員に対する債権について、タイムズモビリティと当社との契約に従い、タイムズモビリティが当社に代わって当該債権に係る収納を行うことを承諾し、直接当社に対し当該債権に係る利用代金の支払を行わないものとします。	TM經由会員は、カード利用による取引の結果生じた当社のTM經由会員に対する債権について、タイムズモビリティと当社との契約に従い、タイムズモビリティが当社に代わって当該債権に係る収納を行うことを承諾し、直接当社に対し当該債権に係る利用代金の支払を行わないものとします。
タイムズモビリティ収納代行特約[追加規約] 2条3項	利用代金の支払方法	カード 情報 の利用による取引上の紛議は各種サービスの種類に応じTM經由会員と当該各種サービスの提供主体との間において解決するものとします。また、カード 情報 の利用により当社と取引した後に当社との合意によってこれを取消す場合は、その代金の精算についてはタイムズモビリティ所定の方法によるものとします。	カードの利用による取引上の紛議は各種サービスの種類に応じTM經由会員と当該各種サービスの提供主体との間において解決するものとします。また、カードの利用により当社と取引した後に当社との合意によってこれを取消す場合は、その代金の精算についてはタイムズモビリティ所定の方法によるものとします。
タイムズモビリティ収納代行特約[追加規約] 2条4項	利用代金の支払方法	TM經由会員は、カード 情報 利用に係る債権の特定と内容確認のため、対象サービスの利用状況その他の取引の明細及びそれらに関連する情報を、当社からタイムズモビリティに開示されること、及びタイムズモビリティから当社に開示されることを承諾するものとします。	TM經由会員は、カード利用に係る債権の特定と内容確認のため、対象サービスの利用状況その他の取引の明細及びそれらに関連する情報を、当社からタイムズモビリティに開示されること、及びタイムズモビリティから当社に開示されることを承諾するものとします。
タイムズプラットフォームサービス特約[追加規約] 2条	タイムズプラットフォームサービス導入駐車場での利用	会員は、カード 情報 を利用して決済することを前提として、当社が指定するタイムズプラットフォームサービス導入駐車場を利用する場合は、現地に掲示された約款に基づき当社との間で駐車場利用契約が成立するものとします。その場合、当該現地約款における「駐車場運営者」または「駐車場管理者」等、駐車場利用者に対する契約の相手方を指す文言は、当社に読み替えて適用するものとします。	会員は、カードを利用して決済することを前提として、当社が指定するタイムズプラットフォームサービス導入駐車場を利用する場合は、現地に掲示された約款に基づき当社との間で駐車場利用契約が成立するものとします。その場合、当該現地約款における「駐車場運営者」または「駐車場管理者」等、駐車場利用者に対する契約の相手方を指す文言は、当社に読み替えて適用するものとします。
タイムズプラットフォームサービス特約[追加規約] 3条	駐車場の判別方法	タイムズプラットフォームサービス導入駐車場に該当するか否かは、駐車場の敷地内に掲げられた現地約款の記載内容及びカード 情報 を利用した利用料金の決済が可能であることを示す当社所定の表示が掲載されていることによって判別するものとします。	タイムズプラットフォームサービス導入駐車場に該当するか否かは、駐車場の敷地内に掲げられた現地約款の記載内容及びカードを利用した利用料金の決済が可能であることを示す当社所定の表示が掲載されていることによって判別するものとします。
タイムズプラットフォームサービス特約[追加規約] 4条	支払方法による例外	会員がタイムズプラットフォームサービス導入駐車場の利用料金をカード 情報 の 利用 以外 の 決済手段で支払った場合は、会員による利用には該当しないものとみなします。	会員がタイムズプラットフォームサービス導入駐車場の利用料金をカード以外の決済手段で支払った場合は、会員による利用には該当しないものとみなします。